

第123回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月23日(木)
午前10時(受付開始 午前9時)

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室

郵送による議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

行使期限: 2022年6月22日(水) 午後5時30分

目次

● 株主総会招集ご通知	2
● 事業報告	4
● 連結計算書類	30
● 計算書類	33
● 監査報告書	37
● 株主総会参考書類	42
第1号議案 定款一部変更の件	42
第2号議案 取締役4名選任の件	46
第3号議案 監査役2名選任の件	49
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	51
株主総会会場のご案内	末尾

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、感染状況や体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.namura.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **名村 建介**



経営理念「存在感」

私達は、

お客様にとって
働く人にとって
地域にとって
日本にとって
世界にとって

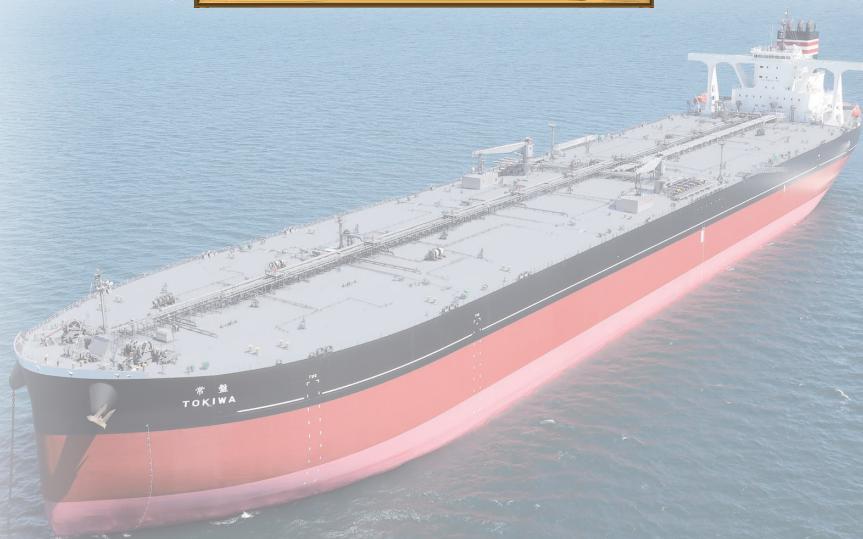
必要とされる企業であり続けたい

私は、

お客様にとって
職場にとって
家族にとって
地域にとって

なくてはならない存在になりたい

「存在感」が当社の経営理念です



証券コード 7014

2022年6月1日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号

株式会社 **名村造船所**代表取締役社長 **名村 建介**

第123回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年6月22日（水）営業時間終了時（午後5時30分）**までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室
3 目的事項	報告事項 (1) 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

お 願 い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の新株予約権等に関する事項」、「事業報告の株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度の業績は以下のとおりです。

(単位：百万円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	98,403	83,423	△14,980	△15.2%
営業利益(△は損失)	△10,471	△9,532	939	—
経常利益(△は損失)	△10,607	△8,244	2,363	—
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)	△18,778	△8,419	10,359	—

当連結会計年度の為替レートは以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度	差額
期末レート (連結会計年度末)	110.71円/US\$	122.39円/US\$	11.68円 円安
売上高平均レート(連結会計年度)(注1)	106.76円/US\$	112.12円/US\$	5.36円 円安
工事損失引当金適用レート(連結会計年度末)(注2)	106.09円/US\$	116.34円/US\$	10.25円 円安

(注1)売上高平均レートは、「為替予約済レートを含む円換算売上高総額」÷「ドル建て売上高総額」

未入金かつ未予約のドル建て売上高は当連結会計年度の期末レートで円換算しております。

(注2)工事損失引当金適用レートは、翌会計年度以降に売上計上予定の未予約ドル貨を円換算する際に使用している社内レートで、期末レートと直近3ヶ月の日次平均レートを比較して円高となる方のレートを採用しております。

(概況)

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症により世界経済が厳しい状況が続く中で、日韓中の造船企業各社の決算環境は、売上の殆どが低船価時の受注船であったことに衝撃的な鋼材価格の高騰が重なり急速に悪化しましたが、日本造船業では年度末の20年ぶりの円安水準により工事損失引当金の大幅積み増しが若干緩和されました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は新造船事業が大幅な減収となったことから83,423百万円にとどまり、損益面では営業損失9,532百万円、経常損失8,244百万円、税金等調整前当期純損失8,156百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は8,419百万円となりました。

なお、当社海外子会社向けに建造し、当連結会計年度第4四半期に竣工時転売された2隻の売上高約100億円は、親子間の決算期のずれにより連結決算では翌期に計上されることになりました。

新造船の受注環境は、船腹需給の調整が進んだことにより好転し、船価水準は上昇が続いております。



事業別の営業の状況

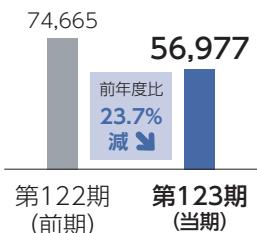
事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)				営業利益(百万円)			
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減額	前年同期比 増減率(%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減額	前年同期比 増減率(%)
新造船	74,665	56,977	△17,688	△23.7	△9,881	△8,249	1,632	-
修繕船	12,059	15,269	3,210	26.6	120	470	350	292.1
鉄構・機械	6,817	5,822	△995	△14.6	293	△17	△310	-
その他 (消去又は全社)	4,862	5,355	493	10.1	971	208	△763	△78.6
合計	98,403	83,423	△14,980	△15.2	△10,471	△9,532	939	-

(注)当連結会計年度から収益認識会計基準の適用に伴い、工事契約に係る収益の認識方法を変更しております。

新造船事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



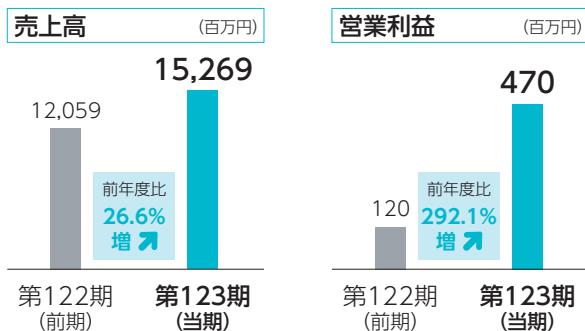
当連結会計年度の売上高が56,977百万円（前年同期比23.7%減）と大幅に減少した理由は、受注時の新造船価格が低迷していたことから、連結子会社である佐世保重工業株式会社の新造船事業を本年1月末をもって休止としたこと、当社および連結子会社である函館どつく株式会社の新造船計画操業量を下方に調整したこと、当社海外子会社などグループ会社向けの新造船2隻が本年度第4四半期に竣工と同時に第三者に転売されましたが（転売価格 約100億円）、決算期が当社（3月期）と海外グループ会社（12月期）とで異なることにより、連結決算上では売上・利益ともに翌会計年度の第1四半期に計上となったことによるものであります。

損益面では、売上船の殆どが低船価時の受注であったことに加えて、材料費のほぼ60%、製造原価のほぼ40%を占める鋼材価格の高騰により翌期以降の売上となる既受注船の採算予想が大きく悪化し、グループ挙げての工費削減や年度末の円安があったものの多額の工事損失引当金の積み増しを余儀なくされたこと、海外グループ会社の転売益（約15億円）が翌期の計上となったこと等により、営業損失は8,249百万円（前年同期は9,881百万円の営業損失）となりました。

当連結会計年度の完工船は超大型油送船（V L C C）3隻、大型撒積運搬船2隻など計15隻であります。

受注船は大型L P G船（V L G C L P G/重油二元燃料船）2隻、大型撒積運搬船8隻を含む計23隻で、受注残高は154,164百万円（前年同期比43.6%増）となりました。

修繕船事業



函館どつく株式会社と佐世保重工業株式会社が担う修繕船事業は、函館どつく株式会社においては艦艇の大型工事の端境期となったこともあって適正操業量の確保に苦しみましたが、新造船事業から修繕船事業に軸足を移した佐世保重工業株式会社においては艦艇の定期検査工事等に加えて外航客船の大型修繕工事を順調に完工し、大型L N G運搬船や新型高速客船の中間検査工事など新規の船種の工事にも積極的に取り組んだ結果、売上高は15,269百万円（前年同期比26.6%増）、営業利益は470百万円（前年同期比292.1%増）と大幅な増収・増益になりました。当連結会計年度末の受注残高は8,653百万円（前年同期比28.4%増）であります。

佐世保重工業株式会社では、大型新造船用ドックを修繕船との兼用ドックにするための工事が本年9月に完了されれば修繕ドック5基体制に強化され、函館どつく株式会社の4基の修繕船ドック（内、室蘭工場1基）と漁船等小型特殊船舶修理用の2基の上架船台と合わせ、グループ修繕船事業は合計11基の体制となります。

鉄構・機械事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



鉄構橋梁部門においては、受注工事は予定通り進捗しましたが、本年度に受注した大型工事は売上の殆どが次年度の計上になるため、営業利益を確保いたしましたものの減収・減益となり、船用機械部門が国内の新造船竣工量の減少による生産量の低下と主要材料である鋼材価格の高騰により営業損失になったことから、当連結会計年度の売上高は5,822百万円（前年同期比14.6%減）、営業損失は17百万円（前年同期は293百万円の営業利益）となりました。受注面では、鉄構橋梁部門が技術力の向上と積極的な営業活動により、従来の主要顧客である佐賀県、九州地方整備局や北海道に加え、関東地方整備局や中部地方整備局から大型鋼製道路橋を相次いで受注することが出来、当連結会計年度末の受注残高は8,547百万円（前年同期比99.2%増）と倍増しております。

その他事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



当連結会計年度の売上高は5,355百万円（前年同期比10.1%増）、営業利益は佐世保重工業株式会社の子会社の合理化による減収もあって208百万円（前年同期比78.6%減）となりました。当連結会計年度末の受注残高は1,058百万円（前年同期比4.9%減）であります。

(2) 企業集団の資機材調達および外注

新造船の主材料である鋼材の価格は短期的には上昇圧力が強まっており、さらにはロシアによるウクライナ侵攻の影響で、鉄鋼原料および製品、原油に加え、銅やニッケルなどの非鉄金属の価格も急騰し、調達コストは上昇傾向にあることや中国における新型コロナウイルス感染拡大に伴うロックダウンによる物流混乱の影響も懸念されます。

このような状況下、資機材の確実な調達と情報収集のために大阪本社と東京事務所に資材部員を常駐させ、調達部門と営業部門・設計部門やグループ各社との連携を強化し、各種合理化策、VA/VE活動等を一層深化させることで最大限の調達コスト削減を目指すとともに、従来の取引実績には拘らない内外サプライチェーンの見直しと再編に積極的に取り組んでまいります。

(3) 企業集団の設備投資、研究開発

厳しい環境下ではありましたが、各製造拠点における生産性向上とコスト競争力強化を目的とした設備の近代化に加え、省エネ機器への代替や既存設備の予防保全、老朽化設備のリプレイス等により、設備投資の総額は1,560百万円となりました。スマートファクトリー化の実現に向けて、まずは作業や設備稼働状況の情報収集のリアルタイム化・見える化にも取り組んでまいります。

新造船事業、修繕船事業、鉄構・機械事業、その他事業の各事業においては、基礎的な研究や新商品開発、生産技術の向上等を目的とした研究開発に取り組み、当連結会計年度における研究開発費の総額は534百万円となりました。新造船事業においては、LNG/重油やLPG/重油の二元燃料船の受注実績を踏まえ、温室効果ガス排出量の大幅削減対策船や自動運航船の技術開発には積極的に取り組んでおります。また、製造現場におけるIT技術の活用にも注力しており、その他の事業部門においても、既存商品の品質向上や商品開発、生産効率の改善に取り組み、成果を上げております。

(4) 企業集団の経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、経営資源の「選択と集中」によりグループの事業構造の改革を強力に押し進め、長期的視野に立ったグループ経営により、成長と収益力の安定・強化に努めてまいります。

中核である新造船事業は、需要・船価・為替・資機材価格など変動要素が多く、製造業の原点である総合的な国際競争力の強化を基本にしつつ、内航船市場の開拓や船主業への進出などによる収益の安定化も重要な経営課題であります。

グループにとって安定収益の確保・拡大のためには修繕船事業や鉄構・機械事業の基盤強化が不可欠であり、人材の育成や設備の拡充など必要な経営資源を投入してまいります。

財務面では、当連結会計年度においても営業損失を計上しておりますが、十分な現預金を確保しているとともにシンジケート方式によるコミットメントライン設定を更新するなど取引金融機関とも良好な信頼関係が維持されており、翌連結会計年度を含めて当面の資金繰りに懸念はないものと判断しております。なお、事業構造の更なる改革や将来の成長に必要な投資のために、長期資金の調達手段の検討も財務政策の重要な課題であります。

佐世保重工業株式会社における新造船事業の休止と人員の削減など会社規模の縮小に伴い、親会社との一体運営の拡大などによる管理間接部門の合理化も喫緊の課題であります。今後、収益力を強化して経営基盤と企業価値の向上により、株主はもとより顧客・取引先・金融機関・従業員・地域など様々なステークホルダーとの信頼関係の強化・拡大を図り、信頼され成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指しております。

新造船事業

世界の造船需要は好調な海運市況を背景に回復基調にあり、新造船の受注価格も上昇が続き為替も円安に進行しておりますが、資機材価格の高騰懸念やウクライナ紛争の世界経済に与える悪影響など不安要素も多く、引き続き緊張感を持った事業経営が求められます。

当グループにおきましては、主力工場である当社伊万里事業所と函館どつく株式会社との連携により商品の共通化や生産の革新化に努め、事業基盤の再整備と事業資源の再配置によりコスト、性能、品質、アフターサービスから成る商品力の差別化と営業体制の強化により国際競争力を高めるとともに、安定的な事業運営の手段の一つとして船主業の強化も今後の重要な検討課題と位置付けております。

函館どつく株式会社においては、従来の外航ハンディ型撒積運搬船に加え同社の修繕船事業部が得意としている内航フェリー市場にも進出することで、事業の安定化を目指しております。

政府においては、船舶の供給側の造船業と需要側の海運業の両面からの総合的な施策により好循環を創出するため、2021年8月に施工されました「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（海事産業強化法）において造船分野・海運分野における計画認定制度が創設され、当社は子会社の佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社とともに2021年11月に事業基盤強化計画の認定を受け、生産性の向上とカーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みを加速させており、その一環として岩谷産業株式会社、関西電力株式会社、国立大学法人東京海洋大学と水素燃料電池船とエネルギー供給システムの開発・実証に取り組んでおります。

昨年度には環境負荷の低いLNGと重油との二元燃料撒積船を受注しておりますが、本年度にもLPGも燃料として使用でき、アンモニアの搭載も可能な大型LPG運搬船を昨年8月に受注、本年1月には環境負荷の低いLNGを主燃料とする大型撒積運搬船の受注を内定しております。

また昨年11月には商船三井株式会社、三菱造船株式会社とアンモニアを燃料として航行する大型アンモニア輸送船を共同開発することで合意し、本年4月には川崎汽船株式会社、大洋電機株式会社と共同で、LNG燃料焚きバッテリー搭載省エネ型20万トン大型撒積運搬船の概念設計を確立し、日本海事協会から、設計基本承認（AIP：Approval in Principle）を取得いたしました。

当社および函館どつく株式会社においては、ゼロエミッションを目指す社会に積極的に応えるため、環境性能に優れた船舶の開発・建造に取り組み、さらに、デジタル技術を駆使した生産現場の最適化を推進し、設計・調達・製造のコストダウンおよび品質の向上を実現するとともに、新造船の艤装量の増加に対応して佐世保重工業株式会社の艤装能力も最大限に活用し当社伊万里事業所を補完してまいります。

修繕船事業

佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の函館造船所および室蘭製作所と安全保障上で重要な3カ所を拠点とする修繕船事業においては、これまで以上に各拠点の人材、設備、技術などの向上を図り、立地の優位性と3拠点合計11基のドック・上架船台を活かして、従来の艦艇修繕に加え今後ニーズが高まる巡視船、米艦艇、LNG船、大型客船、フェリー、サプライボート、さらには北海道の水産業に必要不可欠な漁船についても主要対象船種とするなど、ラインナップの強化に努めてまいります。

佐世保重工業株式会社においては、新造船部門の人材受け入れにより要員の増強と技術力の強化を図るとともに、新造船建造用ドックを修繕船兼用ドックに改修する設備更新工事にも着手するなど、事業基盤の強化と事業の拡大を目指します。

グループ両社の連携体制をより一層強化し、安定収益の拡大を加速させてまいります。

鉄構・機械事業

当社および函館どつく株式会社が担う橋梁分野においては、新設橋梁の発注量が低水準で推移し受注競争が激化しております。熾烈な受注競争に打ち勝つため、優秀な人材の導入・育成と技術力の底上げと両者の連携により総合評価落札方式への対応力の強化を図っており、実績も増加してまいりました。今後は、災害復旧工事や老朽化に伴う保全・補修工事に九州や北海道を中心に取り組み、社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、コスト競争力を強化する体制整備を行い、安定した事業継続のための基盤を築いてまいります。

佐世保重工業株式会社が担う船用機器分野においては原材料費の高騰に直面している一方で、新造船市場の回復に伴って需要は増加傾向にあり、増産に向けて営業活動を強化しております。原材料費の高騰に対しては、調達先の見直しなどに取り組んでおり、今後の新造船需要回復を見越して、生産設備の有効活用と近代化による増産体制の整備と技術力、コスト競争力の強化など事業基盤の強化に取り組んでまいります。

その他事業

その他事業を担う各社が市場環境の急速な変化に対応し、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。

当社グループにおける各事業の役割と責任を明確化し、収益力とグループ各社への貢献度を高め、経営者の外部招聘を含めた経営力の強化によりグループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

資材調達部門

資機材の調達環境は、調達コスト上昇と物流混乱の極めて厳しい状況にあり、見極めが難しい時期が続きますが、これまで継続してきたコスト削減活動を推進していくとともに、グループを挙げての省資材化にも取り組んでまいります。

また、厳しい事業環境を見据え、開発段階からのコスト低減をこれまで以上に徹底追求し、中国を中心とした世界情勢を注視しつつ、鉄鋼原料・鋼材市況の変化を捉え、従来の調達実績に拘らないサプライチェーンの最適化に取り組んでまいります。

設備投資部門

IoTやAI技術の活用による生産性向上と省力化設備の導入による工場の最新鋭化（スマートファクトリー）の早期実現に向けて取り組んでまいります。品質・工程の安定化設備、環境保全への取り組みの一環としての省エネルギー設備等の導入を進めるとともに、既存設備の計画的な保守点検やリプレイスを実施し、安全で安定した操業体制を一層強化してまいります。また、グループとして最適な生産体制を構築し競争力を強化するため、グループ各社と協議・検討を行い、重複を避けた効率的な設備投資を進めてまいります。

研究開発部門

世界的にSDGsへの取り組みとして環境対応への期待が高まっており、造船業においては船舶から排出される温室効果ガスの抑制や将来的なゼロエミッションへ向けた環境対応船の取り組みが求められております。国内においては、海事産業強化法が2021年に成立し、国として造船業界を支援する体制が整備されたことから、当社は対象事業者としてLPG・LNG・アンモニアなどガス燃料船の開発・建造や、あらゆるIT技術を駆使したスマートファクトリー化による造船業の近代化、設計・調達・製造のコストダウンおよび品質向上を実現し、日本の経済と国際海上輸送を支える付加価値の高い造船業を目指してまいります。

そのような中、現在の調査研究開発の取り組みにおいては、地球に優しい船舶を目指し、風力やバッテリーを活用した低燃費技術や、LNGやアンモニアなど低・脱炭素燃料船に関する調査検討、船舶のデジタル化を実現すべく有人自律運航船やAI活用分野の検討を実施しております。

今後は、当社独自の各種液化ガス燃料解析システムの構築や、ゼロエミッション達成に向けたアンモニアや水素などに関する具体的な技術開発に取り組み、脱炭素や環境規則に対し積極的に対応してまいります。AI技術の適用などによる大型船での完全自律化の実現に向け船主や船用機器メーカーなど関連企業と共同で研究を行い、「安心・安全で効率的な海上輸送システム」の実現を目標に取り組みを進めてまいります。さらに、将来的にはコンピューターの画面上に表現される仮想造船所で詳細な建造シミュレーションを可能とするデジタルツインを実現することで、設計から調達・製造までの工程とコストを数値化し、最終的には事業計画のモニタリングも行うことが可能な造船所を目指します。

新造船事業のみならず、修繕船や鉄構・機械事業においても、工場は構内物流の要であるクレーンをはじめとする設備データの取得、現場帳票等あらゆるデータの情報収集と活用によるスマートファクトリー化や造船DXの実現、修繕事業や鉄構・機械事業における圧倒的な稼働率の改善に向けた構想検討を進めております。

管理間接部門

管理間接部門はグループの付加価値向上と経営資源の最適活用、ESGの主導等の役割を担っているとの認識のもと、社会への貢献と当社グループの持続的成長と安定的経営に向けて、他のすべての部門・グループ会社と一丸となってグループ経営の効率化・戦略化と財務体質の改善に取り組むとともに社会を含むステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいります。重要な経営資源である人材面については、継続的な採用と人材育成体制の強化、グループ内の人材の最適配置や性別・国籍・年齢などの異なる多様な人材を活用するために組織体系の見直しと合理化に取り組んでおり、個々の能力が最大限発揮され組織力強化に繋がる環境整備に努めてまいります。

また、生産現場をはじめとする職場の安全と安心の確保は事業を進めていくための大前提であり、安全管理の徹底に努め災害ゼロを目指すとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を含めタリスク管理体制を強化してまいります。

当社グループは、一丸となって早期に収益力を回復させ、環境問題にも積極的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。また、今後も内部統制の充実、グループガバナンスとリスク管理体制の一層の強化、コンプライアンス意識の向上を図り、社会から信頼される企業グループとして存続できるよう、より一層努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

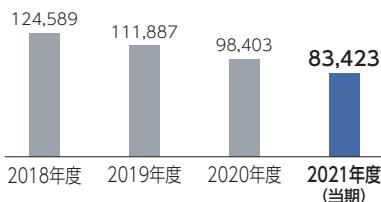
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	124,589	111,887	98,403	83,423
営業利益(△は損失) (百万円)	△4,114	△16,022	△10,471	△9,532
親会社株主に帰属する当期純利益(△は損失) (百万円)	621	△18,030	△18,778	△8,419
1株当たり当期純利益(△は損失) (円)	8.99	△261.05	△271.84	△121.88
総資産 (百万円)	174,817	138,122	111,562	123,721
受注残高 (百万円)	220,571	148,585	119,475	172,422

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出してしております。
 3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 4. 受注残高は「収益認識に関する会計基準」等によらず、工事の完成・引渡時点をもって算定された金額を記載しております。

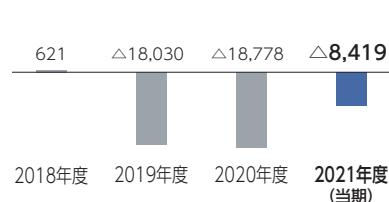
売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



受注残高 (単位：百万円)



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	100,680	96,092	78,863	68,838
営業利益(△は損失) (百万円)	△1,664	△8,736	△5,828	△10,608
当期純利益(△は損失) (百万円)	△6,577	△17,798	△17,557	△7,310
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△95.20	△257.64	△254.11	△105.80
総資産 (百万円)	135,740	101,244	85,904	88,365

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

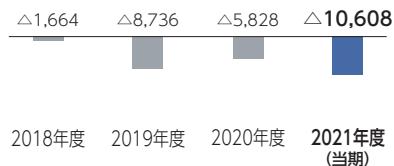
売上高

(単位：百万円)



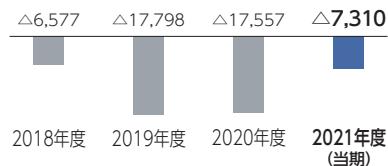
営業利益

(単位：百万円)



当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
佐世保重工業株式会社	100	100.0	船舶修繕業
函館どつく株式会社	4,746	90.2	船舶製造業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 鉄構・機械事業 橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕
船舶用機械機器等の製作、修理
- ④ その他 機械、工具等の販売
ソフトウェア開発、情報機器の販売
設備の保全、保安業務

(8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当 社 本社 (大阪市西区)、伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)、
東京事務所 (東京都港区)
- ② 佐世保重工業株式会社 本社 (長崎県佐世保市)、東京事務所 (東京都台東区)、
大阪営業所 (大阪市西区)
- ③ 函館どつく株式会社 本社・函館造船所 (北海道函館市)、室蘭製作所 (北海道室蘭市)、
東京事務所 (東京都中央区)

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
新造船	1,168	339減
修繕船	401	75増
鉄構・機械	148	—
その他	577	84減
合計	2,294	348減

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
1,055	18増	40.1	17.0

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	3,110
株式会社福岡銀行	2,827
株式会社伊予銀行	2,396
株式会社十八親和銀行	1,818
株式会社三菱UFJ銀行	1,370

2 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 190,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,092,059株(自己株式7,492株を除く)
- (3) 株 主 数 15,799名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,652	9.6
日 本 製 鉄 株 式 会 社	5,028	7.3
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,233	3.2
株 式 会 社 商 船 三 井	2,067	3.0
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C U K LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	1,730	2.5
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	1,658	2.4
ひ ま わ り 工 業 株 式 会 社	1,650	2.4
大 和 工 業 株 式 会 社	1,626	2.4
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,529	2.2
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	1,413	2.1

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 当社の会社役員に関する事項

(1) 当社会社役員の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	佐世保重工業株式会社 代表取締役会長、 函館どつく株式会社 取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	佐世保重工業株式会社 代表取締役社長、 函館どつく株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 グループ新造船事業統轄 兼 船舶海洋 事業部長 兼 伊万里事業所長 佐世保重工業株式会社 取締役副社長、 社長補佐 兼 新造船事業部・生産管理本部統轄 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	力 武 光 男	専務執行役員 生産業務本部長
取 締 役	間 淵 重 文	専務執行役員 船舶海洋事業部副事業部長 兼 営業本 部長
取 締 役	向 周	執行役員 経營業務本部長 兼 東京事務所長 佐世保重工業株式会社 監査役、 函館どつく株式会社 監査役
取 締 役	鈴 木 輝 雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役
取 締 役	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長
常 勤 監 査 役	福 田 綱 吉	
常 勤 監 査 役	池 邊 吉 博	
監 査 役	山 下 公 央	セルソース株式会社 社外監査役
監 査 役	大 保 政 二	公認会計士

- (注) 1. 取締役鈴木輝雄および古川芳孝は、社外取締役であります。
 2. 監査役山下公央および大保政二は、社外監査役であります。
 3. 監査役山下公央は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役大保政二は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役鈴木輝雄および古川芳孝ならびに監査役大保政二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、取締役の職位を踏まえた報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬（賞与）および株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役の報酬はその役割・職務の内容を勘案し、固定報酬としての月額報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬は固定報酬となる月額報酬とし、役位・職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）は、当社グループの業績と直接連動させるため業績指標（連結営業利益）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとしております。支給額は各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は株式報酬型ストックオプションとし、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進する観点から付与するものとしております。付与個数は、各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に付与しております。

固定報酬および単年度の業績指標に連動する業績連動報酬(賞与)ならびに中長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションの割合は、事業環境や財務状況、剰余金の配当状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とするものいたします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額(賞与を含む)については、2010年6月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円(ただし、使用人分給与は含まない)の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の取締役の員数は7名です。)

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2012年6月26日開催の第113回定時株主総会において年額120百万円(ただし、使用人分として付与される株式報酬型ストックオプションは含まない)の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は7名です。)

監査役の報酬限度額(賞与を含む)については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会

において年額60百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。
(同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名です。)

社外監査役を除く監査役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額6百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の社外監査役を除く監査役の員数は2名です。)

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬および業績連動報酬(賞与)の個人別の金額については、取締役の職位を踏まえた評価を反映するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長 名村建介がその具体的内容の決定についての委任を受けております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得るものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬等(株式報酬型ストックオプション)は、取締役会決議により各取締役の割当個数を決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	152 (10)	141 (10)	— (—)	11 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	30 (10)	29 (10)	— (—)	1 (—)	4 (2)

(注) 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額42百万円は含まれておりません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度を含む連結営業利益の推移は、[1](#)(5) 財産および損益の状況の推移に記載の通りです。なお、当事業年度における業績連動報酬(賞与)につきましては、前年度(2021年3月期)の連結営業損益が10,471百万円の損失であったため、支給しておりません。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当事業年度においては第14回新株予約権を交付しており、その主な内容は次の通りです。

	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の権利行使期間
第14回 新株予約権	普通株式 72,000株	2022年2月2日から 2052年2月1日まで

(注) 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等について、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	鈴木輝雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役
	古川芳孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長
社外監査役	山下公央	セルソース株式会社 社外監査役
	大保政二	公認会計士

(注) 社外取締役古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および発言状況等
社外取締役	鈴木輝雄	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席し、主に裁判官・弁護士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言を行っております。
	古川芳孝	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席し、主に船舶の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言を行っております。
社外監査役	山下公央	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席し、また、監査役会16回のうち全回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	大保政二	当事業年度開催の取締役会20回のうち全回に出席し、また、監査役会16回のうち全回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 45百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。
監査役会は、前事業年度の監査実績の差異分析、評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 82百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に「決算早期化」に向けた指導・助言、英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- ③ 内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果をCSR委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、CSR委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ④ CSR委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告を行うこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- ④ 個人情報への漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- ⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言を行うものとしています。
- ⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- ③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令を行うことは出来ないものとします。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることのできる体制を確保しています。
- ② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役 の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の 執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役お よび使用人が監査役に報告をするための体制

- ① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
- ② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換を行うことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供を行った者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いを行わないこととしています。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- ④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

(8) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適 正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき3カ月に1回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員は執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議の上、当社の取締役会で意思決定します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。
- ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。
 - (イ) CSR委員会のもと、平素より子会社に対しても研修を実施するとともに、子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。なお社外取締役は複数名選任されております。

当事業年度につきましては、取締役会を20回、執行役員会を13回開催しております。

また、管理職などが参加する部長会を2回開催し、社長から当該年度の全社経営方針を示達するとともに、各部署の業務運営計画の策定や達成状況をフォローしています。また、取締役会で決議された中期経営計画および単年度の業務運営計画について、その実行状況を3カ月毎に評価する体制を構築しております。

(2) リスク管理体制について

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき当社および各子会社の内部監査を実施し、3カ月毎に内部統制・コンプライアンス委員会で報告・審議を行った後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。なお、同委員会は2021年12月17日以降、発展的に改組してCSR委員会と改称しております。

当事業年度は、内部統制・コンプライアンス委員会とCSR委員会を合わせて4回開催しております。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、「危機管理規程」を整備しリスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、危機管理委員会及び各リスクワーキンググループを組成し継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

更に、新型コロナウイルス感染症への対応として産業医や関係部門と対策組織を組成し、東京、大阪などの都市部においては感染者の発生状況や政府による緊急事態宣言の発出状況に応じて在宅勤務、時差勤務などの柔軟な対応を講じているほか、製造拠点での感染防止策および感染者発生後の対応策を検討し状況に応じて適時対策を講じております。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社はコンプライアンス体制の基礎となる行動憲章・行動指針を掲げ、企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めており、CSR委員会においてコンプライアンス体制の構築を進めるとともに、法令等の遵守を推進していくために社内研修等を実施しております。当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症リスク回避のためeラーニングを活用し、部門毎に関連法令の教育を実施するとともに管理職や新入職員に対しコンプライアンス教育を実施しております。

また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度を制定し、その窓口を社内と社外に設置しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は16回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換が行われています。

また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼ全ての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

(5) グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で各子会社を担当する役員から定期的に経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	72,896
現金及び預金	25,276
受取手形、売掛金及び契約資産	24,709
商品及び製品	69
仕掛品	16,351
原材料及び貯蔵品	916
前渡金	493
その他	5,129
貸倒引当金	△47
固定資産	50,825
有形固定資産	32,944
建物及び構築物	10,877
ドック船台	1,996
機械装置及び運搬具	4,490
船舶	3,313
工具、器具及び備品	584
土地	10,611
リース資産	850
建設仮勘定	223
無形固定資産	327
ソフトウェア	306
電話加入権	19
その他	2
投資その他の資産	17,554
投資有価証券	15,819
長期貸付金	28
繰延税金資産	194
その他	1,540
貸倒引当金	△27
資産合計	123,721

科目	金額
負債の部	
流動負債	69,638
支払手形及び買掛金	15,031
電子記録債務	4,114
短期借入金	8,841
リース債務	207
未払法人税等	307
契約負債	25,082
保証工事引当金	415
工事損失引当金	10,821
設備関係支払手形	92
設備関係電子記録債務	106
その他	4,622
固定負債	16,910
長期借入金	5,550
リース債務	537
繰延税金負債	3,619
役員退職慰労引当金	21
特別修繕引当金	209
環境対策引当金	47
退職給付に係る負債	5,499
資産除去債務	848
その他	580
負債合計	86,548
純資産の部	
株主資本	29,822
資本金	8,135
資本剰余金	33,874
利益剰余金	△12,173
自己株式	△14
その他の包括利益累計額	7,055
その他有価証券評価差額金	6,962
繰延ヘッジ損益	△373
為替換算調整勘定	500
退職給付に係る調整累計額	△34
新株予約権	296
純資産合計	37,173
負債・純資産合計	123,721

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		83,423
売上原価		87,558
売上総損失		4,135
販売費及び一般管理費		5,397
営業損失		9,532
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	380	
雇用調整助成金	368	
為替差益	457	
持分法による投資利益	90	
受取保険金	45	
その他	236	1,679
営業外費用		
支払利息	236	
支払手数料	40	
台風による損失	21	
災害による損失	42	
その他	52	391
経常損失		8,244
特別利益		
固定資産売却益	888	
退職給付制度終了益	250	
その他	74	1,212
特別損失		
減損損失	98	
段階取得に係る差損	51	
早期退職関連費用	975	1,124
税金等調整前当期純損失		8,156
法人税、住民税及び事業税	239	
法人税等調整額	24	263
当期純損失		8,419
非支配株主に帰属する当期純損失		—
親会社株主に帰属する当期純損失		8,419

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,135	33,874	△4,827	△6	37,176
会計方針の変更による累積的影響額			560		560
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,135	33,874	△4,267	△6	37,736
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△8,419		△8,419
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動				△8	△8
持分法の適用範囲の変動			513	△0	513
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計			△7,906	△8	△7,914
当 期 末 残 高	8,135	33,874	△12,173	△14	29,822

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	2,675	15	346	△136	2,900	282	-	40,358
会計方針の変更による累積的影響額								560
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,675	15	346	△136	2,900	282	-	40,918
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する当期純損失(△)								△8,419
自 己 株 式 の 取 得								△0
連 結 範 囲 の 変 動								△8
持分法の適用範囲の変動								513
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	4,287	△388	154	102	4,155	14	-	4,169
連結会計年度中の変動額合計	4,287	△388	154	102	4,155	14	-	△3,745
当 期 末 残 高	6,962	△373	500	△34	7,055	296	-	37,173

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	45,362	流動負債	48,184
現金及び預金	15,149	支払手形	281
受取手形	182	電子記録債務	2,038
電子記録債権	754	買掛金	13,027
売掛金	622	短期借入金	6,333
契約資産	15,917	リース債務	20
仕掛品	5,056	未払金	1,026
原材料及び貯蔵品	710	未払費用	1,256
前渡金	3,061	未払法人税等	131
前払費用	138	契約負債	14,455
未収収益	1	預り金	181
短期貸付金	614	保証工事引当金	453
未収入金	1,082	工事損失引当金	8,590
未収消費税等	1,993	その他	393
その他	106	固定負債	7,906
貸倒引当金	△23	長期借入金	1,860
固定資産	43,003	リース債務	27
有形固定資産	13,400	繰延税金負債	2,588
建物	4,748	退職給付引当金	2,137
構築物	1,735	資産除去債務	759
ドック船台	257	その他	535
機械及び装置	2,252	負債合計	56,090
船舶	0	純資産の部	
車両運搬具	235	株主資本	26,919
工具、器具及び備品	303	資本金	8,135
土地	3,819	資本剰余金	33,865
リース資産	42	資本準備金	33,865
建設仮勘定	9	利益剰余金	△15,077
無形固定資産	283	利益準備金	247
ソフトウェア	283	その他利益剰余金	△15,324
投資その他の資産	29,320	配当準備積立金	122
投資有価証券	11,380	特別償却準備金	49
関係会社株式	5,123	固定資産圧縮積立金	56
長期貸付金	12,383	別途積立金	2,000
長期前払費用	10	繰越利益剰余金	△17,551
その他	427	自己株式	△4
貸倒引当金	△3	評価・換算差額等	5,060
資産合計	88,365	その他有価証券評価差額金	5,433
		繰延ヘッジ損益	△373
		新株予約権	296
		純資産合計	32,275
		負債・純資産合計	88,365

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		68,838
売上原価		76,229
売上総損失		7,391
販売費及び一般管理費		3,217
営業損失		10,608
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,914	
為替差益	192	
その他	309	4,415
営業外費用		
支払利息	63	
支払手数料	40	
固定資産除売却損	31	
台風による損失	21	
その他	13	168
経常損失		6,361
特別利益		
投資有価証券売却益	99	
債務保証損失引当金戻入益	980	
関係会社事業損失引当金戻入益	236	1,315
特別損失		
関係会社株式評価損	2,261	2,261
税引前当期純損失		7,307
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	△9	3
当期純損失		7,310

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	8,135	33,865	-	33,865	247
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,135	33,865	-	33,865	247
当 期 中 の 変 動 額					
特別償却準備金の取崩					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当 期 純 損 失 (△)					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当 期 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	8,135	33,865	-	33,865	247

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	106	62	2,000	△10,425	△7,888
会計方針の変更による累積的影響額					121	121
会計方針の変更を反映した当期首残高	122	106	62	2,000	△10,304	△7,767
当 期 中 の 変 動 額						
特別償却準備金の取崩		△57			57	-
固定資産圧縮積立金の取崩			△6		6	-
当 期 純 損 失 (△)					△7,310	△7,310
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)						
当 期 中 の 変 動 額 合 計	-	△57	△6	-	△7,247	△7,310
当 期 末 残 高	122	49	56	2,000	△17,551	△15,077

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△4	34,108	2,130	15	2,145	282	36,535
会計方針の変更による累積的影響額		121					121
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4	34,229	2,130	15	2,145	282	36,656
当 期 中 の 変 動 額							
特別償却準備金の取崩		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
当 期 純 損 失 (△)		△7,310					△7,310
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0					△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			3,303	△388	2,915	14	2,929
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△0	△7,310	3,303	△388	2,915	14	△4,381
当 期 末 残 高	△4	26,919	5,433	△373	5,060	296	32,275

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤川 賢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 秀 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して、業務および財産の状況をオンライン形式なども活用して調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 福田 綱 吉 ㊟

常勤監査役 池 邊 吉 博 ㊟

監 査 役 山 下 公 央 ㊟

監 査 役 大 保 政 二 ㊟

(注) 監査役 山下公央および監査役 大保政二は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の変更などに伴い、当社事業の現状に即し事業目的の明確化を図るため、現行定款第3条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～3. (省 略)	1.～3. (現行どおり)
4. <u>ごみ焼却装置、一般・産業廃棄物処理装置及び産業廃棄物再生装置の設計、製造、販売、据付、修繕及び保守・点検</u>	(削 除)
5. <u>プレス加工自動化機械装置及び治具・付属品、物流システムの開発及び関連する機械、金属加工機械及び工具類、食品包装及び食品搬送機械、製菓機械、鍛圧機械周辺器具、機械移動設置用防振台の製造、販売、修繕及び保守・点検</u>	(削 除)
6.～9. (省 略)	4.～7. (現行どおり)
10. <u>給食事業及びスポーツ施設の運営・管理</u>	8. <u>スポーツ施設の運営・管理</u>
11.～12. (省 略)	9.～10. (現行どおり)
13. 前各号に掲げた事業に関するコンサルティング業務並びに第1号、第3号、第4号、第9号に関する代理店業務及び仲介・斡旋業務	11. 前各号に掲げた事業に関するコンサルティング業務並びに第1号、第3号、 <u>第7号</u> に関する代理店業務及び仲介・斡旋業務
14.～15. (省 略)	12.～13. (現行どおり)

現 行 定 款

変 更 案

第3章 株 主 総 会

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む）に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

〈新 設〉

第3章 株 主 総 会

〈削 除〉

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款

変 更 案

〈新 設〉

(附則)

1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第1号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回(2023年6月)の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知(ウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトのアドレスなどを記載したお知らせ)のみをお届けする予定にしております。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 吉岡修三、間瀬重文、鈴木輝雄および古川芳孝の4名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 ま ぶち しげ ふみ
間瀬重文 1959年9月21日生

所有する当社株式数： 12,048株

再任

■ 略歴、地位および担当

1982年4月 丸紅株式会社入社
 2006年4月 同社船舶部長
 2011年4月 同社台湾会社社長
 2015年4月 当社入社、執行役員待遇船舶海洋事業部営業本部副本部長
 2016年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長
 2018年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長
 2018年6月 当社取締役執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長
 2019年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長
 2020年4月 当社取締役専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長
 2022年4月 当社取締役専務執行役員グループ新造船事業統轄補佐(営業管掌)(現)

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、船舶営業での豊富な経験を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者としていたしました。

2 さか た たか し
坂田貴史 1970年6月10日生

所有する当社株式数： 2,608株

新任

■ 略歴、地位および担当

1993年4月 当社入社
 2015年4月 当社船舶海洋事業部設計本部艦装設計部長
 2018年4月 当社船舶海洋事業部設計本部長
 2019年4月 当社執行役員船舶海洋事業部設計本部長
 2021年4月 当社執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼設計本部長
 2022年4月 当社常務執行役員船舶海洋事業部長(現)

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、船舶設計、品質保証分野での実務に長く携わり、その豊富な経験に基づき設計業務を中心に実績を重ねております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者としていたしました。

すず き て る お
3 鈴木 輝雄 1947年2月1日生

所有する当社株式数： 0株
再任
社外

■ 略歴、地位および担当

- 1972年4月 判事補任官
- 1982年4月 神戸地方裁判所判事
- 1984年4月 同上退官、弁護士登録
- 2003年6月 株式会社スパンドニクス社外監査役(現)
- 2008年11月 ピー・アンド・ジー株式会社社外監査役(現)
プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 (現 P & G ジャパン合同会社) 社外監査役
- 2009年11月 鈴木法律事務所設立(現)
- 2014年6月 当社社外取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士 (鈴木法律事務所 代表)
- 株式会社スパンドニクス 社外監査役
- ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

同氏は裁判官・弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただいております。また、2022年5月に設置いたしました指名・報酬委員会の委員として重要な提言をいただく予定しております。これらの点を踏まえ、今後も取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、当定時株主総会終結の時をもって8年となります。

ふる かわ よし たか
4 古川 芳孝 1965年11月12日生

所有する当社株式数： 0株
再任
社外

■ 略歴、地位および担当

- 1995年3月 九州大学工学部助教授
- 2008年2月 九州大学大学院工学研究院教授(現)
- 2016年6月 当社社外取締役(現)
- 2017年5月 公益社団法人日本船舶海洋工学会理事
- 2021年5月 公益社団法人日本船舶海洋工学会西部支部副支部長(現)

■ 重要な兼職の状況

- 九州大学大学院工学研究院 教授
- 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長

■ 社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

同氏は、九州大学大学院の教授として培われた船舶に関する豊富な経験と識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただいております。また、2022年5月に設置いたしました指名・報酬委員会の委員として重要な提言をいただく予定しております。これらの点を踏まえ、今後も取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、当定時株主総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴木輝雄氏および古川芳孝氏は社外取締役候補者であります。なお、鈴木輝雄氏および古川芳孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、鈴木輝雄氏および古川芳孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

氏名	経営全般	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計	営業・マーケティング	技術（生産・IT）・開発	人材開発・育成	グローバル	ESG
名村 建彦	●	●	●	●		●	●	●
名村 建介	●	●	●	●			●	●
間瀬 重文	●	●	●	●			●	●
力武 光男	●	●			●		●	●
向 周	●	●	●		●	●		●
坂田 貴史	●			●	●		●	●
鈴木 輝雄	●	●				●		●
古川 芳孝	●				●	●		●

※表中の●は、各取締役の有する全ての知見や専門性を表すものではありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 福田綱吉は任期満了となり、監査役 山下公央は辞任により退任となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者 吉田雅昭は、監査役 山下公央の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第30条第2項の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時となる第125回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

1 江口利也

えぐちとしや

1959年11月27日生

所有する当社株式数： 6,576株

新任

■ 略歴および地位

- 1985年4月 当社入社
- 2009年10月 当社船舶海洋事業部生産管理部長
- 2016年4月 当社船舶海洋事業部長補佐(特命事項担当)
- 2018年4月 当社内部監査室長(現)

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 監査役候補者とした理由

同氏は、船舶開発、生産管理などの業務経験に加えて、内部監査室長として監査業務に携わり豊富な知識と識見を有し、当社の監査役に相応しい能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから監査役候補者といたしました。

2 吉田 雅昭

よし だ まさ あき

1954年5月26日生

所有する当社株式数：

0株

新任

社外

■ 略歴および地位

- 1978年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2007年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員九州エリア担当
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
執行役員九州エリア担当
- 2010年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員本部賛事役
- 2010年6月 三菱UFJファクター株式会社取締役会長
- 2012年6月 株式会社大正銀行（現 株式会社徳島大正銀行）代表取締役社長
- 2016年4月 株式会社大正銀行（現 株式会社徳島大正銀行）代表取締役頭取
- 2016年6月 トモニホールディングス株式会社代表取締役副社長
- 2018年6月 トモニホールディングス株式会社取締役副社長
- 2020年1月 株式会社徳島大正銀行代表取締役副会長
- 2020年6月 株式会社徳島大正銀行取締役副会長(現)

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社徳島大正銀行 取締役副会長

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しており、公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有しております。これらの経験を生かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから社外監査役候補者とした。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田雅昭氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、吉田雅昭氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2021年6月23日開催の第122回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

やま もと のり お 山本 紀夫	1952年6月29日生	所有する当社株式数：	0株	社外
■ 略歴および地位		■ 重要な兼職の状況		
1981年4月 弁護士登録		● 弁護士		
1984年1月 坂口・山本法律事務所設立		(TMI総合法律事務所パートナー)		
1995年4月 山本法律事務所設立 (2016年9月 山本&パートナーズ法律事務所に名称変更)		● 久留米運送株式会社 社外監査役		
2006年6月 久留米運送株式会社 社外監査役(現)		■ 補欠の社外監査役候補者とした理由		
2020年4月 TMI総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画(現)		同氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および訴訟費用による損害等が填補されます。なお、山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、山本紀夫氏が所属するTMI総合法律事務所に対し、弁護士報酬を支払っております。当社は、当社グループから直近事業年度における年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同事務所への報酬はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

以上

株主総会会場のご案内

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室

交通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、2号出入口を出て
中央大通を東へ約100メートル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。